

くらしの情報あれこれ

中古車を購入する際の注意点

署名の前に約款を確認しましょう！

相談事例

中古車を現金で購入することにして注文書を取り交わした。翌日、他店で見た車が気になつたので、昨日の販売店に？ キャンセルを申し出たところ、？ 「注文書に署名・押印している

ため、契約は成立している。キャンセルには車両代金の20%のキャンセル料が必要」と言われた。



【契約成立について】

契約成立時期は、基本的に約款の定めによります。

契約書および注文書に、契約の成立時期が①登録がなされた日、②注文に基づく修理・改造・架装などに着手した日、③車両の引き渡しが行われた日、のいずれか早い日となつてている場合で、履行前であればキャンセルは可能です。

しかし、「注文書への署名・押印をもつて契約が成立」という約款を定めている注文書の場合には、署名・押印した時点で契約が成立しますので、注文書にキャンセル料について明記されていれば支払う必要があります。

ただし、キャンセル料については、約款に20%という記載がある場合でも、平均的な損害を超える部分については認められないと考えられるので、業者に対して明細を求め、冷静に話し合ってみましょう。

【アドバイス】

注文書に署名・押印をする前に、契約成立時期や解約条件を必ず確認しましょう。